

教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。  
令和八年三月三十日

仙台市教育委員会  
教育長 天野 元

仙台市教育委員会規則第四号

教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則  
教育委員会事務分掌規則（昭和四十六年仙台市教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(教育局の組織)</p> <p>第二条 教育局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>一 総務企画部</p> <p>総務課 学事課 学校規模適正化推進室 学校施設課 健康教育課</p> <p>二 教育人事部</p> <p>人事課 教職員課</p> <p>三 学校教育推進部</p> <p>教育指導課 国際教育推進課 学びの連携推進室 高校教育課</p> <p>四 学校教育支援部</p> <p>教育相談課 特別支援教育課</p> <p>五 生涯学習部</p> <p>生涯学習課 文化財課</p> <p>(教育局の事務分掌)</p>	<p>(教育局の組織)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>一 総務人事部</p> <p>総務課 人事課 教職員課 働き方改革推進室</p> <p>二 学校環境整備部</p> <p>学事課 学校規模適正化推進室 学校施設課 保健体育課 学校給食課</p> <p>三 学校教育推進部</p> <p>教育指導課 国際教育推進課 学びの連携推進室 高校教育課</p> <p>四 学校教育支援部</p> <p>多様な学び支援課 児童生徒安心課 特別支援教育課</p> <p>五 生涯学習部</p> <p>生涯学習課 文化財課</p> <p>(教育局の事務分掌)</p>
<p>第三条 <u>教育局の部、室及び課</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務企画部</u></p> <p>総務課</p> <p>[一～九 略]</p> <p><u>学事課</u></p> <p>一 <u>学校の設置及び廃止に関すること</u></p> <p>二 <u>通学区域に関すること</u></p> <p>三 <u>児童生徒の就学に関すること</u></p> <p>四 <u>授業料及び保育料に関すること</u></p> <p>五 <u>就学の援助及び奨励に関すること</u></p> <p>六 <u>学校運営の経理に関すること</u></p> <p>七 <u>教材教具の整備に関すること</u></p> <p><u>学校規模適正化推進室</u></p> <p>一 <u>小学校及び中学校の規模の適正化に関すること</u></p> <p><u>学校施設課</u></p> <p>一 <u>学校の計画及び建設に関すること</u></p> <p>二 <u>学校用地の計画に関すること</u></p> <p>三 <u>学校施設の管理及び修繕に関すること</u></p> <p>四 <u>学校緑化に関すること</u></p>	<p>第三条 <u>前条に掲げる教育局の部、室及び課</u>の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務人事部</u></p> <p>総務課</p> <p>[一～九 略]</p> <p><u>人事課</u></p> <p>一 <u>職員（教育職員を除く。）の任免、服務その他身分に関すること</u></p> <p>二 <u>職員（学校の教育職員を除く。）の定数に関すること</u></p> <p>三 <u>組織機構及び事務分掌に関すること</u></p> <p>四 <u>職員の給与及び福利厚生に関すること</u></p> <p>五 <u>職員団体及び労働組合に関すること（教職員課の所管に属するものを除く。）</u></p> <p>六 <u>職員の公務災害に関すること</u></p> <p>七 <u>職員の研修に関すること</u></p> <p>八 <u>教育センターに関すること</u></p> <p><u>教職員課</u></p> <p>一 <u>教育職員の任免、服務その他身分に関すること</u></p> <p>二 <u>学校の教育職員の定数に関すること</u></p> <p>三 <u>教育職員に係る職員団体に関すること</u></p> <p>四 <u>学級編制に関すること</u></p> <p><u>働き方改革推進室</u></p> <p>一 <u>働き方改革に係る企画及び調整に関すること</u></p>

五 教育施設用地の整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）

健康教育課

- 一 学校保健に関すること
- 二 学校体育に関すること
- 三 学齢児童の就学時における健康診断に関すること
- 四 学校安全に関すること
- 五 学校給食に関すること
- 六 学校給食センターに関すること

教育人事部

人事課

- 一 職員（教育職員を除く。）の任免、服務その他身分に関すること
- 二 職員（学校の教育職員を除く。）の定数に関すること
- 三 組織機構及び事務分掌に関すること
- 四 職員の給与及び福利厚生に関すること
- 五 職員団体及び労働組合に関すること（教職員課の所管に属するものを除く。）
- 六 職員の公務災害に関すること
- 七 職員の研修に関すること
- 八 教育センターに関すること
- 九 部内事務の連絡調整に関すること

教職員課

- 一 教育職員の任免、服務その他身分に関すること
- 二 学校の教育職員の定数に関すること
- 三 教育職員に係る職員団体に関すること
- 四 学級編制に関すること

[学校教育推進部 略]

学校教育支援部

教育相談課

- 一 教育相談に関すること
- 二 生徒指導に関すること
- 三 いじめ及び不登校の対策に関すること

学校環境整備部

学事課

- 一 学校の設置及び廃止に関すること
- 二 通学区域に関すること
- 三 児童生徒の就学に関すること
- 四 授業料及び保育料に関すること
- 五 就学の援助及び奨励に関すること
- 六 学校運営の経理に関すること
- 七 教材教具の整備に関すること
- 八 部内事務の連絡調整に関すること

学校規模適正化推進室

- 一 小学校及び中学校の規模の適正化に関すること

学校施設課

- 一 学校の計画及び建設に関すること
- 二 学校用地の計画に関すること
- 三 学校施設の管理及び修繕に関すること
- 四 学校緑化に関すること
- 五 教育施設用地の整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）

保健体育課

- 一 学校保健に関すること
- 二 学校体育に関すること
- 三 学齢児童の就学時における健康診断に関すること
- 四 学校安全に関すること

学校給食課

- 一 学校給食に関すること
- 二 学校給食センターに関すること

[学校教育推進部 略]

学校教育支援部

多様な学び支援課

- 一 不登校児童生徒への支援に関すること
- 二 教育相談に関すること
- 三 学びの多様化学校の設置に関すること

四 教育支援センターに関すること

[特別支援教育課 略]

[生涯学習部 略]

第三章 公所

(公所)

第四条 公所は、学校、第一種公所、第二種公所及び第三種公所とする。

[2・3 略]

4 第二種公所は、次のとおりとする。

所属	公所
総務企画部	太白学校給食センター
	荒巻学校給食センター
	高砂学校給食センター
	野村学校給食センター
	南吉成学校給食センター
教育人事部	教育センター
市民図書館	泉図書館
	宮城野図書館
	太白図書館

5 第三種公所は、次のとおりとする。

所属	公所
教育相談課	教育支援センター

第四章 係の設置

(係等の設置)

第五条 課及び公所に置く係、室又は班は、次のとおりとする。

課	総務企画部	[略]	[略]
	学事課	奨学調整係	教具係
	学校施設課	管理係	調整係 整備係
	健康教育課	保健体育係	給食管理係 給食事業係
	教育人事部	人事課	人事係 企画係 給与厚生係
	教職員課	管理係	教職員人事係 教職員任用係
	[略]	[略]	[略]
学校教育支援部	教育相談課	教育相談班	生徒指導班 いじめ不登校対策班
生涯学習部	[略]	[略]	[略]
	文化財課	管理係	整備活用係 調査調整係 調査指導係 仙台城史跡調査室
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
公所	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

四 教育支援センターに関すること

児童生徒安心課

一 いじめ対策に関すること

二 生徒指導に関すること

[特別支援教育課 略]

[生涯学習部 略]

第三章 公所

(公所)

第四条 略

[2・3 略]

4 [略]

所属	公所
総務人事部	教育センター
学校環境整備部	太白学校給食センター
	荒巻学校給食センター
	高砂学校給食センター
	野村学校給食センター
	南吉成学校給食センター
市民図書館	泉図書館
	[削る] 太白図書館

5 [略]

所属	公所
多様な学び支援課	教育支援センター

第四章 係の設置

(係等の設置)

第五条 課、室及び公所に置く係、室又は班は、次のとおりとする。

課	総務人事部	[略]	[略]
	人事課	人事係	企画係 給与厚生係
	教職員課	管理係	教職員人事係 教職員任用係
	学校環境整備部	学事課	奨学調整係 教具係
	学校施設課	管理係	調整係 整備係
	保健体育課	保健係	体育係
	学校給食課	給食管理係	給食事業係
[略]	[略]	[略]	
学校教育支援部	多様な学び支援課	企画班	学びの多様化学校設置準備室
	児童生徒安心課	推進班	生徒指導班
生涯学習部	[略]	[略]	[略]
	文化財課	管理係	整備活用係 調査調整係 調査指導係 仙台城史跡整備室
室	総務人事部	働き方改革推進室	推進係
公所	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

市民図書館	企画運営係 奉仕整理係
[略]	[略]
[略]	[略]

2 **係、室及び班の事務分掌は**、課長、所長、副館長又はセンター次長が定める。

第五章 職員  
(職員)

第六条 [略]

[2～10 略]

11 教職員課に教育職員の人事並びに学校の組織及び運営に関する専門的事務を担当する職として主任管理主事又は管理主事を置く。

12 **教育相談課**及び教育センターの班に主任指導主事を置く。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

市民図書館	企画調整係 図書館サービス係
[略]	[略]
[略]	[略]

2 **前項に掲げる係、室(働き方改革推進室を除く。)**及び班の**事務分掌は**、課長、**室長**、所長、副館長又はセンター次長が定める。

第五章 職員  
(職員)

第六条 [略]

[2～10 略]

11 教職員課**及び働き方改革推進室**に教育職員の人事並びに学校の組織及び運営に関する専門的事務を担当する職として主任管理主事又は管理主事を置く。

12 **多様な学び支援課、児童生徒安心課**及び教育センターの班に主任指導主事を置く。

(教育局教育人事部人事課)